

令和7年6月定例会 総務委員会（事前）

令和7年6月9日（月）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
政策調査課係長	吉田	寛子

説明者職氏名

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
交通・生活安全担当部長	佐藤	美奈子
副部長	吉成	浩二
次長（人材確保担当）	福岡	克己
次長（食肉衛生検査所長事務取扱）	都築	謙治
生活環境政策課長	島	智子
県民ふれあい課長	岩田	美穂
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
多文化共生・人権課長	山田	寛之
交通政策課長	橋本	貴弘
消費者政策課長	城福	隆志
安全衛生課長	中村	卓史
動物愛護管理センター所長	山本	晃久
サステナブル社会推進課長	松本	進一
環境指導課長	加藤	貴弘
環境管理課長	田中	麻理

保健製薬環境センター所長 相原 文枝

〔労働委員会〕

事務局長 坂東 淳

事務局次長 秋山 孝人

事務局審査調整課長 中山 貴晶

生活環境部

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について
- 報告第2号 令和6年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

なし

労働委員会

【報告事項】

- 第50期労働委員会委員名簿について（資料）
- 調整事件について（資料）
- 令和6年度個別的労使紛争解決サービスの運用状況について（資料）
- 不当労働行為事件について

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時17分）

これより生活環境部・労働委員会関係の調査を行います。

この際、生活環境部・労働委員会関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けすることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

飯田生活環境部長

それでは、6月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和7年度一般会計補正予算案、その他の議案等の条例案及び令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます。

まず初めに、令和7年度一般会計補正予算案につきまして、総務委員会説明資料により御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算について、補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり2,000万円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり74億4,141万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。労働雇用政策課でございます。

目名、労政総務費の摘要欄①、アの魅力ある職場づくり支援事業では、福利厚生制度の充実による魅力ある職場づくりを行う中小企業者等を支援するため、労働関係法令の基準を上回る就業規則の整備に要する経費の一部を支援するとともに、新卒学生等に選ばれる魅力ある職場づくりに対する理解を深めるためのセミナーの開催経費といたしまして、2,000万円を計上しております。

労働雇用政策課の予算総額は、24億8,514万5,000円となっております。

5 ページを御覧ください。

次に、その他の議案等につきまして、2点御説明いたします。

(1) 条例案についてでございます。

アの徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、こちらは、令和7年4月の組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

6 ページを御覧ください。

令和6年度繰越明許費繰越計算書でございます。

去る2月定例会をはじめ、御承認いただきました繰越明許費につきまして、その後の事業進捗に努めました結果、繰越額が確定いたしましたので、各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、生活環境部の合計額は、4億7,066万9,000円となっております。

これらの事業につきましては、早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂東労働委員会事務局長

続きまして、労働委員会から、4点御報告させていただきます。

お手元の報告資料、2ページをお開きください。

去る6月1日に任命されました、第50期労働委員会委員15名の名簿となっております。任期は2年間となっております。

なお、6月2日に開催いたしました臨時総会におきまして、会長に豊永寛二委員、会長代理には島内保彦委員が選出されております。

続きまして、3ページを御覧ください。

2の調整事件についてでございます。終結した事件が2件でございます。

この調整事件と申しますのは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議につきまして、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な支援を行うものでございます。

まず1件目、表の上段、事件番号、令和6年（調）第2号を御覧ください。

この事件の使用者の業種は情報通信業で、令和6年9月10日に、組合員に対する昇進・降格差別、労使協定等の不履行、不誠実団体交渉、残業代未払について、労働組合からあっせんの申請があったものでございます。

この事件につきましては、労働組合と使用者の当事者から事情聴取を行い、3回のあっせんを実施し、双方に歩み寄りを促したところではありますが、主張の隔たりが大きく、やむなくあっせんを打ち切ったものでございます。

続きまして2件目、表の下段、事件番号、令和6年（調）第3号でございます。

この事件の使用者の業種は情報通信業で、令和6年9月10日に、不誠実団体交渉について、労働組合からあっせんの申請があったものでございます。

こちらにつきましては、3回のあっせんを行った結果、今後の団体交渉の進め方などについて、労使双方が合意し、解決したものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

3の令和6年度個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

この表は、個々の労働者と使用者の個別的労使紛争についての、令和6年度中の運用状況となっております。

表の一番上の欄、相談の件数は402件となっており、その下の欄、あっせん申請の件数は5件となっております。

それより下の欄はあっせん申請のその後の状況となっております。申請のありました5件全てが終結しております。このうち、双方の合意成立により解決に至ったものが2件、打切りが2件、取下げが1件となっております。

打切りの理由は、相手方の不応諾によるものが1件、合意に至らずに不調となったものが1件でございます。

また、この表にはございませんが、相談の内容につきましては、パワハラや嫌がらせに関する相談が最も多く、次いで、退職、解雇に関する相談の順となっております。

最後に、資料はございませんが、不当労働行為事件の申立てについて御報告申し上げます。

新規申立ての事件が2件ございまして、1件目は、令和7年3月10日付けで、労働組合から、情報通信業の事業者を相手方として、誠実な団体交渉の実施などを求める申立てとなっております。

2件目は、令和7年3月27日付けで、労働組合及び個人から、情報通信業の事業者を相手方として、不利益取扱いの是正などを求める申立てとなっております。

2件とも、現在、当事者の主張や争点を明確にするための調査を実施しているところでありまして、今後、証人調べなどの審問を実施した上で、公益委員5人全員から成る公益委員会議により不当労働行為の有無を判断し、救済又は棄却命令を行うこととなります。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

先ほど報告していただきましたが、補正予算に計上している魅力ある職場づくり支援事業について、詳しくお聞かせください。

山本労働雇用政策課担当課長

ただいま福山委員より、6月補正予算の魅力ある職場づくり支援事業について御質問を頂きました。

この事業につきましては、民間企業が行った就職活動中の学生に対する調査結果によりますと、近年、就職活動において、働きやすさ、働きがい、ライフスタイルとの調和といった要素を重視する傾向が見られております。

そこで、県内中小企業者等における労働環境の改善や福利厚生制度の充実を通じて、人材の確保、定着につなげることを目的とした2点の取組を行います。

まず1点目は、県内中小企業者等が労働関係法定を上回る福利厚生制度を導入する場合に、就業規則の整備に要する経費の一部を支援いたします。補助対象となる経費は、就業規則改正に当たって社会保険労務士へ支払う報酬に対し2分の1を補助し、補助上限額は10万円、2項目以上の制度を導入する場合には、上限を20万円として補助を行うものでございます。

2点目といたしまして、新卒学生や求職者から選ばれ、従業員が定着する魅力ある職場づくりの重要性を普及啓発するセミナーを開催することとしております。

こうした取組により、中小企業の魅力向上を図り、人材の確保定着につなげてまいりたいと考えております。

福山博史委員

企業が労働関係法定を上回る福利厚生制度導入に対して、社会保険労務士に就労規則整備をお願いする場合に掛かる費用を補助するとのことですが、労働関係法定を上回る福利厚生制度の導入とは、具体的にどういう事例を想定しているのでしょうか。

また、補助件数の想定は何件か、その考え方についても教えてください。

山本労働雇用政策課担当課長

ただいま、法定を上回る制度の具体例や補助件数の御質問を頂きました。

まず、具体例としましては様々考えられるところですが、一例といたしまして、時間単位の有給休暇制度、週休3日制度の導入、始業・終業時刻の柔軟化、時差出勤の導入、テレワークの導入、短時間勤務制度の導入など、柔軟な働き方に向けたものが想定されると

ころです。

また、ほかにも通勤手当の支給拡大や高齢者の再雇用制度、社内研修制度、資格取得支援など、従業員の確保、定着に向けた多種多様な取組が想定されるようです。

次に、本事業で想定している補助件数としましては、10万円を60件、20万円を60件、合わせて1,800万円の補助を想定しております。

また、件数を120件とした理由につきましては、昨年度、滋賀県において1社当たり10万円を補助する制度が創設されており、その実績を確認したところ200件程度あると伺っており、これを参考にしたところです。

本県において、どれぐらいの需要が出てくるか不明なところではあります。まずはこの規模でスタートしてみたいと考えております。

福山博史委員

補助件数は滋賀県の取組を参考に設定したということで、分かりました。まずはこれで取り組んでいただければと思います。

次にお伺いしますが、こういった種類の企業が補助対象になるのでしょうか。

山本労働雇用政策課担当課長

ただいま、補助対象事業者の種類について御質問を頂きました。

まず、法人につきましては、中小企業で県内に本社がある又は主たる事業所が県内にある法人、次に、個人事業主につきましては、県内税務署へ開業届を出している事業主で、双方とも業種を問わず幅広く対象としたいと考えております。

対象から除く事業者としましては、大企業や規模の大きい公益法人や協同組合、法人格のない任意団体、宗教団体、政治団体などの事業者は対象外とすることを検討中です。

福山博史委員

人手不足の深刻化を解消するためにも、働き方改革の推進は喫緊の課題です。企業におけるワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者の就業機会の増加、男性の育児参加促進といった柔軟な働き方の推進に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

達田良子委員

ただいま御説明がありました。労働委員会の労使紛争解決サービスの運用状況について教えていただきたいんですけども、御相談が402件で、そのうちあっせん申請が5件ということですが、あと残りの397件の方の、先ほどパワハラとか嫌がらせとおっしゃっていましたが、どういうことで御相談があったのかっていう詳しい内容をまとめておりましたら教えてください。

中山労働委員会事務局審査調整課長

ただいま達田委員から御質問がありました令和6年度の相談状況についてですが、令和6年度の相談件数は402件ございまして、対前年比41件の増、約1.1倍となっております。

先ほど説明がありましたように、相談内容はパワハラ、嫌がらせの相談が175件と最も

多く、前年度の138件から1.27倍の増加、全体の3割を占めております。

次いで多かったのが退職で89件、また解雇の55件となっています。これらの項目は全国的にも多い傾向にあります。

また、女性関係ではセクハラが11件、マタハラが3件でございました。

達田良子委員

こういう、パワハラとか、嫌がらせという御相談内容が増えてきたのは、どういうところに要因があるとお考えでしょうか。

中山労働委員会事務局審査調整課長

パワハラが多くなった原因ですが、パワハラ防止法が施行されまして、それによって皆様に周知されて、パワハラがやってはいけない行為だと段々浸透してきたことがあり、そのことについて意識が高まったため、非常に相談事例が多くなっております。

達田良子委員

労働者の皆さんの人権意識が高まってきて、小さなことも見逃さないという雰囲気になってきていると思われるんですけども、相談された方のうち、労働組合に入っている方、組織されている方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

中山労働委員会事務局審査調整課長

実は、この相談件数と労働組合に入っている件数との関連性については、当方では資料を持ち合わせておりません。

達田良子委員

恐らく労働組合があるところであれば、まず労働組合の組織の委員長とか、副委員長とか、相談しやすい方に相談するということがあると思うんですけども、未組織の方は相談するところがなかなかない。そういう中で、労働委員会が相談に乗ってくれるというのは非常に心強いことだと思うんです。

そういう状況ですけども、まだまだいろいろと、パワハラとか嫌がらせとかをされてもどこにも相談できない、なかなか行くことができないという、辛抱されている方もいらっしゃるかと思うんです。

若い方は、そんなのがあったらすぐに辞めてしまうという方も多いと思うんですけども、何かあったらすぐに相談してくださいというような労働委員会としてのPRといいますか、労働者の皆さんへの呼び掛けは、どのようにされているのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

県内の労働者の方についての相談のアナウンスというのは、どのようなものかという御質問かと思えます。

県内の労働者の方が様々な問題に直面した場合に、気軽に相談できる窓口として、委員御紹介の、今議論にありました労働委員会での御相談に加えまして、県では、職場に関し

て何でも相談していただける窓口も、別途開設しているところがございます。

また、労働局や労働基準監督署、それぞれの部署に専門性を持って対応する窓口というのもそれぞれ設置させていただいているところがございます。

先ほども報告させていただきましたが、相談件数は年々増加している傾向ではありますが、それぞれの専門性を生かしながら相談を受けているところがございます。

様々な機会を捉えまして、様々な相談窓口の紹介もさせていただいているほか、労働委員会におきましても、それぞれ困った事例があればというところで、キャンペーン等々を実施しているところがございますし、また出前相談という形でも実施しているところがございます。

達田良子委員

労働組合が組織されているかどうかまでは、なかなか分からないということなんですけれども、男女で分けたらいけないかと思うのですが、男女の内訳は分かりますか。

中山労働委員会事務局審査調整課長

先ほどの相談の内訳ですけれども、当方では402件ございましたが、男性が151名、女性が243名、不明な方が8件となっております。

先ほど言ったパワハラ、嫌がらせの相談ですが175件ございまして、男性が52件、女性が123件となっております。

達田良子委員

この状況を見ましても、女性が嫌がらせとかパワハラとかを非常に受けているという状況ですが、男性もそういうつらい思いをしながら働いておられる方が多いということですので、男女問わず気軽に相談ができる、解決に向かっていって、そしてこの職場で働き続けられるんですというような改善が図られたらと思います。

それで、いろいろと解決に向けての相談窓口は県だけではありませんけれども、労働委員会として、気軽に相談していただける場所ですということを是非PRさせていただいて、労働者の皆さんに周知していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡本富治副委員長

まさか副委員長になると思っていなかったのですが、副委員長は余り質問しないのですが、去年の続きで。

徳島県賃上げ支援事業は、全国の経済界の中のいろんな会議で、徳島県だけ赤字でぽんと出て、実はすごく有名になっています。それは何なのというときに、11億円の予算を組んで10億5,000万円の支援事業がありますというのも説明したら納得、そこまではいいんです。

3月末ではいけないなというので4月末まで延ばして、要するにどのくらいになったかという、かなり厳しい数字は聞いているんですが、報告せざるを得ないですね。議会だからと言って質問しているんですが、どういう状況になったのか。もう一つ、どういう業

種やどんな規模でというのをまとめて言ってくれますか。

井口労働雇用政策課長

ただいま岡本副委員長より、徳島県賃上げ支援事業の実績等について御質問を頂きました。

副委員長お話しのとおり、この事業につきましては、議会に御協力いただきまして、4月末まで受付をしております。現在、最終の精査中でございます。

支給実績の見込みといたしましては、支給決定件数が1,466件になる予定と見ておりまして、支給決定金額は2億7,890万円、約2億8,000万円と考えているところでございます。支給の対象となった人数は8,316人でございます。

予算の執行率につきましては、助成金予算額10億5,000万円に対しまして26.6%、約27%という状況でございます。

また、支援金の支給実績の金額別で見ますと、1社当たり10万円以下という支給決定をしているところが約4割、43%でございます。従業員規模別で見ますと、50人未満の企業が約9割となっております。

業種別に見ますと、件数が多い順に申し上げますと、製造業、小売業、医療・福祉、宿泊・飲食・サービス業という業種となっているところでございます。

岡本富治副委員長

余り言いたくないんだけど、予算に対して26.6%、3億円を切っている現状ですよ。多分、精査して3億円くらいになってほしいなという願いが正直あります。

執行率が低かった原因はいろいろあると思うんですが、それなりに分析されていると思うので、今後のために、そこを言ってください。

井口労働雇用政策課長

執行率が低かった要因をどのように分析しているのかという御質問でございます。

まず、事業の効果といたしましては、従業員規模が小さい事業者を中心に、賃金の引上げの支援がしっかりとできたと考えているところでございます。また、議会の御協力も頂き、申請期間を延長したことによりまして、手続の負担軽減に一定程度配慮することができたと考えているところでございます。

また、申請終了後に、経済団体を通じて改めて各事業者にお声をお聞きしたところでございますが、上限を設定していたことから、従業員規模が大きい事業所では対象者全員を申請することができなかつたであるとか、また申請書類の準備面といたしまして、雇用関係を確認させていただくために、雇用契約書等を確認することを求めておりましたが、例えば従業員を最初に雇い入れて以降、最新の状況が反映されていなかったり、長年見直しできていなかったりで、現時点で必要なものがなかったということも、お話を頂いたところでございます。

また、制度の要件といたしまして、引上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあることとさせていただいておりましたが、学生アルバイトや例えば外国人技能実習生について、雇用期間の終了に伴い離職が見込まれる場合などが対象外であったというところがご

ございました。

このように様々な御意見や課題の御指摘を頂いたところでございます。

岡本富治副委員長

分かりましたというか、小規模企業が多くて正直、あんな手間が掛かるのは、なかなかだということになったんです。

県としてもサポートしてほしいという要望がたくさんあって、やってくれたんだけど、結果が結果なんです。知事が、11億円は県単です、県単なのですと一所懸命だったでしょう。でも、そうはいかないので、国費に振り替えて、国費になったんです。そこまでは非常にいいんです。ということになって、大分余るというか、もう落としているんだと思うんだけど、それでも、多分、1億6,000万円か1億7,000万円ぐらい、とりあえず国費が残りそうですよね。僕の計算だから、間違えてたらごめんなさい。

それは、こういう関係のところには何か使えるように工夫してくれたらいいと思うんだけど、これは答弁が難しいかな。

井口労働雇用政策課長

国費の充当残を有効に活用せよというお話かと思えます。

この国費は、議員の皆様にも御協力いただきまして、去る12月の国の補正予算に追加で認められました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用しているところでございます。

副委員長お話しのとおり、最初の見込みから、今現在1億6,000万円程度、国費の計画から執行が残ってくるというようなところでございます。同じ時期に幾つかパッケージで重点支援交付金を、国に計画を出して認められているところでございます。

そういった事業で、残りをフォローするとかいうところも考えておりますし、またあわせて、不用となりました他の一般財源等も見ながら、必要なものはタイムリーに、必要な施策に活用したいと考えております。

岡本富治副委員長

それで、よろしくお願ひしたいのですが、たまたまなんだけど、福岡元財政課長が、今度その担当になってますね。答弁はいいんだけど、要するに生活環境部次長の人材確保担当が元財政課長だから、よく相談しないと。

上手にお金を生かしていただいて、いろんな小規模事業者や小さな小さなお店の人が、こういう制度があつて良かったと思えるようにしないといけないので。経済産業部とも相談して。経済産業部にもこの間までいましたね。よく分かっている。

そんなことで、よく相談して、もう一回言うけど、小さな小さな企業を助けてあげないといけないし、それなりの企業も、それなりに賃上げをしているわけだから、見合うものが必要かなと思うので、よろしくお願ひします。

達田良子委員

すみません、今、副委員長から要望もしっかりと出していただいたんですけれども、こ

の事業が始まった時に、問合せが何件かあったんです。

それで、私も申請したいんだけど大丈夫だろうかというお問合せがありましたが、時給は幾らですかと聞いたら930円払っているとか、あるいは950円払っているとかということで、929円までと線引きされてしまっていますでしょう。だから、それに引っ掛からなくて申請できなかったという事業所が多いんです。特に今、おっしゃった非常に小さな小さな企業、事業主が、したかったんだけどもできなかったところが多いんです。

今、別に徳島の経済が好転しているわけでもありませんし、ますます厳しい状況ですので、支援は必要だと思うんです。

それで、徳島県賃上げ支援事業と同じようなことを、岩手県とかほかでもやっていますけれども、岩手県の場合は、そういう何円からという線引きはないんです。年間に時給50円以上を上げたところには支援しますというような制度になっておりますので、徳島県も賃上げの先進県ということで、全国から今注目をされておまして、知事も弁護士会に行って講演するなど、非常に賃上げで有名な知事ということで評価されております。ですから、その徳島にふさわしい支援制度をやるべきだと思うんです。

せっかく付けた予算が8億円近くも余ってしまうということでは、もったいないことですので、引き続き支援という形で、是非続けていただきたいということを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

立川了大委員

僕もこの制度が始まった時に、いろんな業者さんから、達田委員も言われましたけど、線引きがあって、その時点で皆さん、既に賃上げしていたのです。

だから、直前も含めて、企業努力としてやった結果、その条件から対象外になっている方が本当に多くいたので、スピード感は大事ですけど、可能な限り情報収集して、少しでも多くの方がこの制度に乗れるような制度設計にしていきたいと思いますので、もし次にされるときは、難しいとは思いますが、もう少し実態調査をしていただいて、助かる人が増えるようにしていきたいと思います、要望だけしておきたいと思います。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、生活環境部・労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時51分）